

報 告 第 8 号

債 権 の 放 棄 に つ い て

富士見市債権管理条例（平成29年条例第13号）第11条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

債権の名称	債権の件数	債権の金額	所管課
放課後児童クラブ傷害保険料	1件	470円	保育課
水道料金	837件	1,953,972円	水道課
私立学校等入学資金貸付金	1件	130,000円	教育政策課

令和元年9月3日提出

富士見市長 星 野 光 弘